

保 護 者 様

福祉子ども部 幼児政策課
保育幼稚園課

保育所等で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の対応について

平素より、本市の保育・幼児教育の施策にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

国内及び県内において、新型コロナウイルスの感染者発生の増加傾向が続いており、気を緩めることができない状況にあります。

さて、保育所等の在園児または職員への新型コロナウイルス感染が確認された場合の本市の対応についてであります。下記のとおり行ないます。感染等の状況により、対応が変わることがありますので、その場合、適宜、保護者の皆様にお知らせいたします。

【対応】 原則該当園の臨時休園を行ないます。休園期間は5日間程度とする予定です。

なお、この対応については、PCR検査等による在園児や職員の感染の確定後において、さらなる感染防止の観点からの保健所による濃厚接触者の特定作業や、施設内の消毒が必要であることを踏まえ、該当園へ臨時休園を要請するものでありますが、特に、次のことにご留意下さい。

【ご留意頂く事項】

保育所等の在園児または職員への感染が不確かな段階（濃厚接触者に特定された場合やPCR検査等の新型コロナウイルスにかかる検査を受検した場合を含む。）では、市において対応策の検討を進めながらも、保護者の皆様へは感染等の情報は提供致しません。

ただし、保健所からの指導や該当園、関係機関との協議等を行った結果、情報の提供が、感染拡大の防止に必要と判断した段階で、プライバシーに配慮して、該当園の保護者の皆様へ感染にかかる情報の提供を行なってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、各施設での迅速な対応に向けまして、平日、休日を問わず、園児や同居の方が新型コロナウイルスに罹患や濃厚接触、感染が疑われるような場合（園児のPCR検査等の受検が決まった時を含む。）、各施設又は所定の緊急連絡先への速やかな御連絡を改めてお願いいたします。